

労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等 に関する検討会開催要綱

1 目的

昭和63年の法改正により労働安全衛生法第43条の2が新設され、国による機械等の譲渡者に対する回収・改善命令制度が創設されたが、近年の状況をみると、現状の命令範囲に入らない欠陥のある機械等の事例や、多数の機械等を譲渡しており販売先が不明である等、回収・改善を促進させる必要がある事例が見られるところである。

これらの状況を踏まえ、第12次労働災害防止計画においては、機械の重大な欠陥により重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、発生した労働災害の内容、機械の製造者名等の公表や、製造者による回収、改善を図る制度を検討することとされている。

このため機械等による労働災害の防止を図るため、欠陥のある機械等の回収・改善命令（要請）のあり方、回収・改善を促進させる方策等について、検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 国による機械等の回収・改善命令（要請）のあり方について
- (2) 回収・改善を促進させるための方策について
- (3) その他

3 検討会委員

別紙のとおり。

4 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の検討会委員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を依頼することができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。